

資料No.3

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準（案）

「資料No.1」のP6において、「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」が
給付を受けるための確認基準となります

伊那市

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定にあたって

○教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすことと、②子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められます。

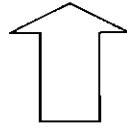
(法第34条第2項、法第46条第2項)

○特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準の制定に当たっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。

(法第34条第3項、法第46条第3項)

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌(比べあわせて、良い方をとること。)した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(伊那市の対応方針)
 運営基準において、国が定める基準(内閣府令)によると、従うべき基準と参酌すべき基準が混在しているが、基本的には国の基準どおりとする。
 →本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため。



2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

[1]一般原則

(※)従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
一般原則	<p>1 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育又は地域型保育の提供 を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるこ どを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、当該利用乳幼児の立場に 立つて当該保育・教育を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市、町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童 福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する乳幼児の人権の擁護、虐待、虐待 の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し 研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	一 三 — 四	— — — —	国 の 基 準 どおり

[2]利用定員に関する基準

(※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園は、利用定員の数を 20 人以上とし、1 号・2 号・3 号認定子どもとの区分を定める。 ○ 保育所は、利用定員の数を 20 人以上とし、2 号・3 号認定子どもとの区分を定める。 ○ 幼稚園は、1 号認定子どもとの区分を定める。 <p>3 号認定子どもとの区分については、満 1 歳に満たない子どもと満 1 歳以上の子どもに区分する。</p> <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業は、利用定員の数を 1 人以上 5 人以下とし、3 号認定子どもとの区分に応じた利用定員を定める。 ○ 小規模保育事業 A 型・B 型は、利用定員の数を 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型は、利用定員の数を 6 人以上 10 人以下とし、3 号認定子どもとの区分に応じた利用定員を定める(C 型については経過措置有)。 ○ 居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を 1 人とし、3 号認定子どもとの区分に応じた利用定員を定める。 ○ 事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3 号認定子どもとの区分に応じた利用定員を定める。 <p>3 号認定子どもとの区分については、満 1 歳に満たない子どもと満 1 歳以上の子どもに区分する。</p>	四		従 国の基準どおり
利用定員				

定員の遵守	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行つてはならない。</p> <p>年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

二十二 参 国の基準どおり

四十八

【3】運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
内容・手続きの説明、同意、契約	<p>教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>＜事前説明を要する事項(施設・事業の選択に資すると認められる事項)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 <p>事前説明の際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	五 三十八	従	国の基準どおり
応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。「正当な」理由は、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあつた場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合など。</p> <p>施設・事業者は、市町村の行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	五 三十九	参 三十八	国の基準どおり
定員を上回る利用の申込みがあつた場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について[は]明示を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「先着順」、「抽選」、「建学の精神等設置者の理念」などに基づく選考。 ・保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。 	七 四十	従	国の基準どおり
定員を上回る利用の申込みがあつた場合の選考	<p>支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	六 三十九	参 三十九	の基準どおり

支給認定証の確認、 支給認定申請の援助	保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たつて、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。
------------------------	---

八 九 五十	参	国の基準どおり
--------------	---	---------

【4】教育・保育の提供に関する基準

項目	国の示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 事業を提供した際は、必要事項を記録しなければならない。	十五 四十四	従	国の基準どおり
子どもの心身の状況の把握	運営に当たり、地域住民やその活動等との連携及び協力をを行うなど地域との交流に努めなければならない。	十二 五十	参	国の基準どおり
子どもの心身の状況	子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努め、その子ども又は保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行わなければならない。	三十一 五十	参	国の基準どおり
(虐待の禁止)	子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはならない。	十七 四十一 五十	参	国の基準どおり
(虐待の禁止等を含む)	①利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ②虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ③懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に關し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	二十四五 二十六 五十	参	国の基準どおり

小学校等との連携 (特定教育・保育施設のみ)	卒園に際し、小学校等との円滑な接続に資するよう綿密な連携に努めなければならない。	十一	参	国の基準どおり
連携施設との連携 (地域型保育事業のみ)	<p>特定地域型保育が適性かつ確実に実施されるよう連携施設を確保しなければならない。</p> <p>居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を確保しなければならない。</p> <p>利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等については連携協力を求めない。</p>	四十二	従	国の基準どおり
	卒園に際し、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、連携に努めなければならない。	四十二	参	国の基準どおり
利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収を含む)	<p>施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、特に必要と認められる対価について上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない。</p>	十三	従	国の基準どおり
利用者への通知(不正受給の防止)	<p>法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなくてはならない。</p> <p>給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知しなければならない。</p>	十四 五十	参	国の基準どおり

特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育(※)を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定してい る認定区分の子どもと同じ認可基準とする。			
特別利用保育・特別利用教育等の提供 (定員外利用の取扱い)	<p>※ 「特別利用保育」： 教育標準時間認定(1号)子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から受ける保育をいう。</p> <p>※ 「特別利用教育」： 満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から受ける教育をいう。</p> <p>※ 「特別利用地域型保育」： 教育標準時間認定(1号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p> <p>※ 「特定利用地域型保育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p>	<p>三十五 三十六 五十一 五十二</p> <p>従 どおり</p>	国の基準

【5】管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることがある。 ＜運営規程＞	施設・事業の目的及び運営の方針 提供する教育・保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 利用定員(確認制度上の定員設定) 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) 緊急時等における対応方法 非常災害対策 倉庫防止のための措置に関する事項 その他施設・事業の運営に関する重要事項	二十一 四十六	参	国の基準どおり

利用申込者の選択に資すると認められる重要な事項(運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等)を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

二十三
五十

参

国の基準どおり

<p>個人情報保護（秘密保持）</p> <p>従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じなければならない。</p> <p>小学校等との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかなければならぬ。</p>	<p>二十七</p> <p>従</p> <p>国のもとより</p>		
<p>事故発生及び事故発生時の対応</p> <p>事故の発生(再発)防止ため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針作成や分析や改善策の周知体制の整備、研修の実施等の措置を講じなければならない。</p> <p>事故発生時の保護者(家族)や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行わなければならない。</p>	<p>三十二</p> <p>従</p> <p>国のもとより</p>		
<p>評価(事項評価、学校関係者評価、第三者評価)</p> <p>質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>定期的に保護者等評価、又は第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>十六</p> <p>参</p> <p>国のもとより</p>		
<p>苦情処理</p> <p>入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行わなければならない。</p>	<p>三十三</p> <p>参</p> <p>国のもとより</p>		
<p>会計処理</p> <p>施設・事業ごとに区分しなければならない。</p>	<p>三十三</p> <p>参</p> <p>国のもとより</p>		

記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	三十四 四十九	参 参	国の基準どおり
	①特定教育・保育の提供に当たつての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
勤務体制の確保	適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることする。	二十一 四十七	参 参	国の基準どおり
情報の提供等	適切に事業者を選択できるよう、事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 その際、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	二十八 五十	参 参	国の基準どおり
管理・運営に関するその他のこと	利益供与等の禁止 施設・事業者は、利用者支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または、收受してはならない。	二十九 五十	参 参	国の基準どおり

